

第 2 回「第 3 次高知県DV被害者支援計画」策定委員会

1. 日 時 平成 28 年 9 月 27 日（火） 9 : 30 ~ 11 : 30
 2. 場 所 高知共済会館 3F「桜」
 3. 出席委員 青木 美紀、吉田 充、筒井 早智子、長澤 紀美子、宮上 佳恵、
田中 弘訓、田原 央子、川田 明弘、福島 幸子（敬称略・順不同）
 4. 議 事
- 1) 委員の意見等への回答及び検討結果等一覧

・事務局から資料 1 により説明

・質疑

（委員）

前回会議での意見について丁寧に説明していただき、感謝申し上げます。

職員住宅という言葉が 2 回出てきたが、これは、いつでも入れるように公営住宅等で何個か整備しているものがあるのか。

（女性相談支援センター）

職員厚生課から職員住宅を 2 部屋借り、センターでないと難しい方以外の方が入居出来るよう用意をしている。現在、1 世帯が入居中。

場所的にセンターから離れているため、危険性が無く、ある程度自立して生活ができる方が対象。入居可能な期間は特には設けていないが、半年程度を目途としている。

（委員）

一時保護事例の 3 番目で、「4 分の 1 ぐらいこのような事例がある」と説明されたが、それは保護になってもすぐに帰られる事例という意味か。

（女性相談支援センター）

そのとおり。

警察経由が多く、保護した当初は本人も帰りたくないという気持ちでいる。このケースは一晩で帰ったが、家庭の状況や特に子どもさんがおられる場合、どうしてもそういったことに引っ張られて保護したケースの 4 分の 1 近くが 1 週間以内に帰られる。

（委員）

そういった事例で、再度保護になる場合もあるか。

（女性相談支援センター）

数は少ないが、ある。

(委員長)

よろしいか。他に、ご意見は。

(委員)

企業への働きかけは本当に大変だと思う。

DVには、「単なる夫婦喧嘩」や「私が悪いから」「人に知られたくない」といった意識の問題がある。児童虐待については、法整備もされ、発見した場合、国民には通報する義務があるなど、条項で定められているが、DVの場合は、まだ隠したいという気持ちが先行すると思う。

職場の相談員に相談するようになればいいが、現状ではなかなか難しいのではないかと。やはり、ソーレや女相等の相談窓口、「ここへ行けば相談にのってもらえる。」ということが、まだ、一般の人に知られていないと思うので、なお一層の啓発をお願いしたい。

(委員)

公営住宅の抽選回数が4回まで参加できるとなっているが、具体的にはどのような仕組みになっているのか。

(県民生活・男女共同参画課)

公営住宅の申し込みが募集定数を上回った場合、通常1回抽選をするところを、これらの要件に該当する方については複数回引くことができるという仕組みになっている。

(委員)

箱の中にクジがあって、それを4枚引けるということか。

(県民生活・男女共同参画課)

こういう玉が出てくるものでやっている。

(委員)

歳末大売出しのガラガラのようなものか。

(県民生活・男女共同参画課)

そのようなもの。

(委員)

了解した。

一時保護事例の資料の2番目の事例で、母子生活支援施設への入所の決定が遅れたとなっているが、決定が遅れた事情などを差し支えない範囲でお伺いしたい。

(女性相談支援センター)

母子支援施設の入所の決定は市町村が行う。この事例は、1歳の子ども同伴の母子ということでセンターから申請を行ったが、市町村にDV以外で他にも同様のケースがかなりあり、かつ、本人が働いていて生活ができている等の理由により、市町村の優先順位の関係から入所決定まで長引いたと伺っている。

(委員)

決定までの間、女相と市町村で交渉などを行い、最終的には入れるのか。

(女性相談支援センター)

最終的には入れる。

(委員)

資料1の「相談しやすい環境づくり」に「相談対応者のスキルアップや体制の充実を図る」とあるが、こういったスキルや体制を想定しているのか、具体的なお考えがあればお聞きしたい。

(女性相談支援センター)

女性相談センターでは、非常勤の女性相談員5名が電話相談や来所相談を受けている。

相談員等を対象に、毎月1回水曜日の午後に研修を実施している。例えば、4月は児童相談所の職員から児童相談所の業務の流れを聞く。5月は裁判所から講師に来ていただき、保護命令に関する研修を行うといった形でといったようなかたちで、月1回の研修を行っている。

相談員は相談者からいろいろな悩みをお聞きするが、相談者の中には精神的に不安定な方も多。そこで、困難なケースについては、県の精神保健福祉センターのドクターからスーパーバイズを受けている。

また、相談員には、年1回は必ず専門研修を受講させ、スキルアップを図っている。県内での開催は少ないため、県外での宿泊研修になるが、行かせている。

(ソール)

ソールでは年に1回、3回コースで県内の様々な相談機関の相談員を集めて研修を行っている。その中で相談員の基本的なこと、DV相談の対応も入れている。地域で発見し、専門機関につないでいただけるよう、幅広く相談員を育成するよう取り組んでいる。

基本的なことをソールで、専門的なところを女性相談支援センターが行う役割分担としている。

(委員)

私たちも年に4、5回は県外へ宿泊研修に行くようにしている。鳥取では、民間が研修に参加する場合も補助金が出ており、県職員等も含めてかなりの研修を積んでおり、研修の度合いもレベルが全然違う。

また、全国シェルターネットの会（全国女性シェルターネット主催の「全国シェルターシンポジウム」）が毎年あり、その参加費用を全額出席者には返還している。

鳥取では、毎年県がバスを借り上げて、県職員と民間がツアーを組んで参加している。県職員と民間が合わせて行けば、バス1台を借り上げて十分いっぱいになる。

そこまでの支援は望まないが、女性相談支援センターが県外研修に職員を参加させていると説明されたが、せいぜいで年1回、しかも職員全員ではなく交代、交代で限られるのではないか。

(女性相談支援センター)

各相談員が年1回は参加している。

(委員)

学ぶことは非常に必要であり、相談対応者のスキルアップを目指すのであれば予算を組んで欲しい。

(委員)

参考資料の10ページ「女性相談支援センターからのお願い」の一つ目の○に「市町村からの相談電話があっても、相談員が上手くさばききれなかったり、言葉が足りず行き違いが生じることもある。何か問題があれば、直接、所長か次長までご連絡いただきたい。」とある。

市町村からの相談に対して、相談員が日常的に、あるいは稀に上手くさばききれないことが起こっているのかお聞きしたい。

(女性相談支援センター)

毎年、センターと本課とで、地域福祉保健所管内ごと、県下5ヶ所で、管内の市町村と一緒にDVに関する関係機関の会議を開催している。その会議の中で出た意見が載っているのだと思うが、この文章の趣旨が私にもよく分からない。

市町村からのご意見で、特に小規模な町村では、DV担当といっても、例えば教育委員会の人権担当で、主に広報啓発をやっていると。そのため、実際にDVの事例が出た場合、経験がないため、どこへどう繋ぐか、どう対応したらいいか分からない。そういったときは、女相に電話をかけていただければ、ということだと思う。ただ、相談員でも対応できるため、次長か所長にという意味が分からない。

(委員)

この書き方では、市町村からセンターに相談しても相談員が上手くさばききれないと取れる。先ほど相談員の研修の話が出ていたが、最初の段階、市町村からの電話を相談員が受けて、これではいけない、さばききれるという以前の問題で、どうなのか、と感じた。

(女性相談支援センター)

相談員は女相の立場で話をするし、市町村は市町村の立場がある。そういった点で若干すれ違いが生じた場合は、所長か次長にという意味かとは思いますが。

(女性相談支援センター)

小さい市町村の中には「DVであればとりあえず女相へ」と、そのまま電話をかけてくること
がある。

相談員が、普通に「DVの事例だったらまず警察へ連絡する。」等、これくらいの言葉で分かる
だろうと話をする。ところが、市町村の担当によっては、それこそ何年かに1度だけ起きたDV
事例で、広報しかやったことがない。相談員が普段、他の市町村に言うように説明をしたときに、
「よく分からないが・・・」と思いながら、向こうは電話を切る。相談員は「分かってくれた。」
と思って電話を切る。

市町村の職員と相談員、センターの職員との間で認識が異なっていた場合、市町村の職員は、
後々まで「あのときちゃんと教えてもらえなかった。」と思うし、うちは「ちゃんと教えた」という
認識で、意識のズレが生じてしまうことがある。

もしそういったことがあって、「やはりこれは分からない」ということがあれば、再度電話をし
てもらえないかという話をしたのだと思う。次長や所長にではなくても、誰か話しやすい人に相
談してもらえればということだと思う。

(委員)

連携という以上、市町村との関係づくりは非常に大事。お互いに齟齬が生じないように、これ
だけは最低限理解してもらいたいということをセンターから説明をするなど、両者が熱くならな
い程度に心掛けないといけない。市町村の窓口はすごく大事だと思う。

この書き方では、センターの相談員は研修をもっと受けないといけないのではないかと取れた。

(女性相談支援センター)

ブロック会は、従来幅広く各地域での説明会的な位置付けで行っていたが、昨年度からは、特
に女性相談支援センターが密接に関係している警察と市町村の担当に絞って開催している。「セン
ターにこうしてほしい」という意見、苦情、ご要望も言っていただき、顔の見える関係を築くこ
とを目指している。

また、先ほどお話したように、ある市町村のなかでDVの担当が一人孤立していて、どこに繋
いでいいかわからないという場合。福祉関係に詳しくないと繋いでいけない面もあり、センター
が市町村に出向き、市町村で関係機関に集まってもらい話をしていきたいと考えている。

(委員)

7月の連絡会議では、皆さんの腹に入るような回答だったと思う。ただ、文章にした場合、一
人歩きするため、書き方の工夫をする必要がある。十分意味を伝え切れておらず、次長や所長で
ないと分からないように受け取られる。

(委員)

医療だと健康経営という言葉になるが、厚生労働省では、従業員の健康を守るため、企業が従
業員の健康を高めることで、例えば、株式の上場のときに、企業に対して何かしらのインセンテ
ィブを付ける手法を取っている。

委員から、DVに関しては民間企業への働きかけはなかなか難しいだろうという話もあったが、

せっかくこういうことをするのであれば、健康もDVも一緒に、従業員を守るという意味でもっと大々的に引っ張っていくイメージのPRをしていただく。従業員の健康だけでなく、家族みんなが幸せになるとPRできるような、そういう企業を応援するようなこともやっていけたらと思う。

2) 第3次高知県DV被害者支援計画体系(案)について

・事務局から資料2、資料3、資料4により説明

・質疑

(委員)

自立支援施設への入所条件の緩和は非常にありがたいが、現在仕事を持っている方で一時保護所に入所している方については、自立支援施設入所までの期間の短縮を検討していただきたい。一時保護所に一定期間いないと自立支援施設に移せないということで仕事を休まざるを得ず、仕事を辞めさせられたという事例が非常に多く、それが嫌でうちへ来る方が非常に多い。

仕事を持っている場合、本人が望めば自立支援施設にすぐ移すことができるよう、条件を緩和する方法はないのか。

(女性相談支援センター)

一時保護の場合は、先ほどの説明にもあったように、危険回避が優先されるため、危険の有無をまず第一に考える。仕事を休めないという方で、危険が認識されている場合、例えば、とりあえず2、3日だけ事情で休むと会社に連絡出来ないかという話をして、ご本人が了解すれば保護となる。

それ以降については、センターで危険性がないと判断すれば、シェルターである一時保護所よりも自立支援施設の方が自由なので、仕事を持たれている方で仕事に行きたいという方については、自立支援施設に移っていただくことは可能となる。

ただ、そういったケースは、現状では少ないのが実態。

(委員)

うちには非常に多くの方が来ているので、少ないはずはないが。

危険だから一時保護所へというのは分かるが、うちに来ても自立支援施設に入っても、危険度は一緒のはず。なのに、うちへは回してくる。それはどういうことだ、と思う。

うちのシェルターは、極力、交番の目の前や警察署のすぐ傍に設置している。だから、危険度の高い方はそこに入っただけ。すぐ飛び込めるし、後ろをついて来られていたら警察署に寄って家まで一緒に帰ってもらえるということで、安心して来る方も多い。警察との連携もかなりとれている。

本人も仕事場を変えなければ、加害者が職場に来ることは承知の上で、仕事に行きたいと言っているとは思う。ただ、家には帰れないが、心配だからということで入っている方に関しては、

融通を利かせてあげてほしい。

部屋を借りて自分だけで生活するのが怖いからということで、うちは、1年、2年いらっしゃる方が非常に多い。実際に追跡があるわけではないが、精神的に不安になって、警察署の前のシェルターのほうが安心だからといって長居をされる方が非常に多い。

一時保護所や自立支援施設では少なくとも夜寝るときは安心して眠れるというところがあり、できれば融通を利かせてあげてほしい。

(委員長)

ご意見、ご要望ということで。

資料3で次期プランで拡充する取り組みを新たに出しているが、ご意見はないか。

(委員)

資料3 1ページの重点目標(3)の「17 中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施」の拡充内容で「学校などへのDVに関する研修実修の働きかけ」とある。

先程、鳥取の話も出たが、いわゆる先進県ではこういうことは既に取り組んでいる。高知県では、学校等を対象とした出前講座を行ったことはあるのか。

(ソーレ)

以前から教育委員会と連携して予防教育を行っており、人権委員さんたちがとても熱心にやってくれている。高知市内の中学校では、かなりやっていると伺っている。高校については、ソーレや女相に要望があれば出かけて行き、年間いくつか講座を行っているが、全高校での実施は出来ていない。

(委員)

デートDVの対象は高校からかと思うが、要望がなくても、年次計画を立てて、例えば市内の高校から順次全県下の高校に広げるなど講座を開催するといった計画はないのか。

(ソーレ)

以前、教育委員会に話をしたことがあるが、なかなか計画的にはできていない。働きかけをして要望があったところに出かけているのが現状。教育委員会が計画的にずっとといたら1年間何かやらないといけないし、なかなか入れないというような現実があった。

中学校のときに1度講座を受けて、高校のときにも受けると、すぐくより効果が分かると言われているため、できるだけそういうかたちで行えるよう努力していきたい。

(委員)

先ほどの委員のご意見と重なるが、18歳から選挙権ができた一方で、高齢化により若年層が減っている。社会保障の財源をどうするかという問題もあり、早く成人するかたちが出来たが、教育委員会がこういったことも啓発することをプログラムとして組み込んでいくことは大事だと思う。

特に、高知県の場合は高知市に集中しており、周辺部、町村部は非常に弱い面があることを考えると、できるだけこういったことは県が計画的に、全県下的に取り組むよう検討していただければありがたい。

(委員)

資料3の4ページ、重点目標「(4) 誰もが相談しやすい体制づくり」の④、62「男性や性的少数者を対象とした相談の実施」については、非常に専門的で、難しい対応を迫られることがあるのではないかと考えている。ぜひ研修をして身に付けていただきたく要望する。

(委員)

今年は少ないが、去年は10代の子が妊娠して来る事例が多かった。それも相手側の男性が逃げて、行方不明。妊娠して助けを求めてくる。若者サポートセンター等から連れられて来た。

ほとんどの子が親に虐待されているなど、親元には帰れない状況で、うちで生活保護の申請をして出産を迎えて、母子寮に移ってもらう、あるいは生活保護を受けて部屋を借りてとなる。

これはDVだと捉えているが、以前、ソーレの職員に、「それはDVではない」とはっきり言われたことがある。今では「デートDV」ということでDV法の中で取り込まれるようになっており、たぶん今はそういうことを言う職員はいないと思うが。

高知は特に妊娠、それから若者間のDVが非常に多く、何らかの取り組みを考えていただけるといい。

(委員)

資料3の4ページ62について、先ほど「男性や性的少数者を対象とした専門的な相談」を行うためには、専門的な研修が必要との話をされた。

参考資料の10ページでは、「研修等の開催」の2つ目の○で、市町村職員から「加害者の対応を含めて、DVの相談対応の研修をして欲しい」との要望が出ている。

市町村職員を対象とした研修では、男性被害者やLGBT、性的少数派の人からの相談に対応できるように、また、先ほどおっしゃった10代の妊娠の早期発見のための力量を身に付けていただくような研修が必要とされているのかと思う。市町村の窓口はファーストコンタクトであり、そこでいかに発見して専門機関へ繋げるかという重要な役割がある。

第3次高知県DV被害者支援計画では、企業への研修実施の働きかけが非常に重視されていることは非常にいいと思うが、一方で市町村への働きかけを今までと同様のレベル、内容でずっと継続していこうと考えているのか、あるいは、なんらかの強化を考えているのか方策を伺いたい。

また、市町村社会福祉協議会などの力もぜひ活用していただければと思う。市町村社会福祉協議会には生活困窮者自立支援制度の窓口があり、いくつかの市町村からは、生活困窮者にあがってきた中でDVの案件もいくつかあると伺っている。社会福祉士の資格を持った職員も何人か配置されているはずなので、そういったところでの連携もご検討いただけないか。

(女性相談支援センター)

女性相談支援センターと市町村とは切っても切れない関係にあり、特に、センター退所後に県

内で住む場合、結局、身近な行政機関である市町村の世話にならざるを得ない。

市町村との連携に関しては、ブロック別DV関係機関連絡会議の関係機関を、今年度も特に市町村、警察に絞って開催しており、今後も継続して行きたいと考えている。

また、先ほど話をしたとおり、センターが市町村役場へ伺い、市町村の中でDVの関係者を集めて話をすることも考えている。県内には34市町村あるため、1年で全ての市町村を回ることは出来ないだろうが、年間10市町村程度を回って、センターの実態やDVの話を含めて、市町村に伝えていきたいと考えている。

(県民生活・男女共同参画課)

先ほど、社協の話が出たが、現在ブロック会では市町村や警察の職員を対象に開催している。現在は社協には声かけができていないので、今後は社協にも声をかけさせていただきたいと思う。

(委員)

資料3の6ページの100に「あったかふれあいセンター」が出ているが、あったかふれあいセンターを社協が開設している場合もかなりあったと思う。社会福祉協議会も関連機関等に含まれているとは思いますが、もう少し社協の力も借りて連携しながら、地域でのアフターケアに繋がってほしいと思った。

(委員)

市町村と県との連携について。

ブロック会議開催の際には、DV所管課以外の、DVに関係する所属の職員にも声かけをと案内をいただいたが、小さな市でもあり、結局当市からは私一人の参加となった。高知市からは、各部署の方が参加していた。

ブロック会議は、市町村職員のスキルアップや情報交換等の場にもなるので、今後も継続していただけたらと思う。

(委員)

うちでは、12、13年程前から社協と連携しており、加害者と会う時に立ち会っていただいて話をしたり、また郡部にシェルターを持っていたときには、そこを管理していただいたこともある。

以前からも同様のことはしていたが、平成27年度からは、生活困窮者支援事業でのDVの相談も結構あり、DVの相談が出ると、まずうちへ電話がかかってくる。具体的な話をした上で、女性相談支援センターへお願い、相談に行くというかたちをとっている。

そのため、社協もある程度意識はあると思うので、ぜひ連携をとっていただきたい。自立支援法での取り組みで相談もかなりの数があがっている。

なお、現在でも、女性相談支援センターの職員は高知市の生活困窮者支援事業で毎回参加しており、全然連携していないわけではない。

(委員)

被害者や加害者もそうだろうが、やはり後の心理的なケアがすごく大変だと思う。理論的に冷

静にお話ができる状態ではない中で、話を聞いたり、アドバイスをされていると思うので。

委員もおっしゃっていたが、支援やアドバイス、相談に関わる方については、もちろん専門的な資格を持つ方もいるだろうが、資格を持っていることと適切な相談対応や傾聴ができることは別だと思う。

ましてや、民間では研修の受講や勉強に結構お金もかかっていると思う。そのため、研修の体制をもう少し充実して、話を聞いたり、相談に関わる方のスキルを上げていけるような体制を取っていただけたらいいのではないかと思う。

(女性相談支援センター)

女性相談支援センターでは、心理ケア担当の専属の職員を1人置いている。

入所されたときに精神的にかなり不安定になっている方については、話をお聞きしたり、各種の心理テストをやって、現在置かれている状況をご本人に把握していただくことで、立ち直りを早くするようにしている。

また、土佐メンタルヘルス研究会や高知心理療法研究所等の専門機関にカウンセリングによるメンタルヘルスの委託も行っており、心理的なケアが必要な方については、職員が同行して心理的なケアを受けるといったこともしている。

その他、精神保健福祉センターの精神科医に繋いでカウンセリングをしていただく対応もしている。

(委員)

専門的に相談を聞く方だけではなく、普段やり取りする立場の方、窓口の方がストレスを溜めたり、あるいは、勉強に定期的に触れられないような状態だと、やはり相談相手としてはどうかという状態で聞かざるを得ないときも出てくるかと思う。

専門の方ではなくて、委員のように民間で相談対応等をされている方が研修を受けられるような補助があるといいのではないか。研修を受けるにも結構費用がかかるので。

(女性相談支援センター)

心理ケア担当も含めて、女性相談支援センターの相談員については、県内外で開催される研修の情報が回って来た際には受講の希望をお聞きしている。予算の制約もあり、県外には何回も行けないが、心理的な研修を希望して行く相談員もいる。県内、特に高知市内だと行きやすいので、極力行くように話はしている。

(委員)

今はお金が無いためあまりやっていないが、以前は助成金を活用して、森田ゆりさんや山口のり子さんの研修等を結構開催していた。その際、女性相談支援センターやソーレの職員に参加するよう呼びかけたが、「仕事があって土日しか行けない。」と言われ、土日に開催したら、「土日くらいは休みたいから行けない。」と言われ、結局来なかった。

民間でも結構県内で色々な方を呼んで勉強会や講演会を開催していると思うので、それも研修の1つとして捉えて、職員が参加できる仕組みを作っていただけたらいいか。

(女性相談支援センター)

委員がおっしゃられたように、土日に講師の方に来ていただくような研修会が結構ある。そこで、相談員に土日でも参加していただき、休みを平日に振り替えるかたちで対応している。

(委員)

実は以前、所長に「相談員に声をかけてください」と言ったところ、「私からは言えません」と言われたことがある。ぜひ声がけをお願いしたい。

(委員)

資料3の6ページの「就労に向けた支援」の89と91について。

まず、89の「ハローワーク」と「女性のしごと応援室」の箇所。しごと応援室では、かなり相談件数が増えていると、先日も大きく記事になっていた。その中では、DVの被害にあっている方がどのくらいいるかはちょっと分からないが。

ハローワークでは、相談が長引く場合も多く、顔等が見えないような配慮をなんとかしてほしいということを以前言っていたことがある。現在も続いているのか確認したところ、DVの被害に遭っているかどうかは不明だが、ハローワークの2階に相談部長という専門の女性がおおり、そちらで対応しているため、顔等があまり分からないようになっているとのことだった。ただ、相談が長引くと、出入りするだけでどうしても顔が分かったり、知られたりするため、更なる配慮をお願いしてきた。

次に91の「民間支援団体等による支援の拡充に向けた取組の実施」の中で、「一時金や支援物資の提供などで、被害者をサポートしてくれる企業、民間支援団体、それを増やすことに向けた働きかけ」となっているが、ここは拡充する必要が無いのか気になった。主旨に賛同して支援くださる企業や団体が増えているのか。

(女性相談支援センター)

民間団体では、フードバンクを含め、サニーマートやJA等の企業から支援をいただいている。ただ、働きかけを拡大していくかどうかについては、検討していきたい。

(委員)

支援してくれる企業や団体は少ないと思うので、働きかけることで、理解して、協力していただけるようになれば。例えば、退所する時にお金だけでなく、すぐ生活ができる最低限の物、物資の提供の協力など、量販店なら案外容易にしやすいかと思う。

もう少し日常的に働きかけをすればいいのではないか。

(女性相談支援センター)

支援団体の企業の中には、退所後の働く場の提供を申し出てくれるところもある。その場合は、退所者に話をして、希望があれば繋げるようにしている。実際は年齢に引っ掛かって見送られたが、昨年度もそういった事例があった。

退所後の支援については、そのような形で民間の方にできるだけ繋いでいきたいと考えている。

(委員)

ぜひよろしくをお願いします。

(委員)

シェルター退所者が自立して部屋を借りる場合、身一つであとは生活用品が何から何まで全部そろそろくらい、寄附がある。家電、家具、枕、お布団など、衣食住が全てそろそろ。それぐらいの支援者がいる。

また、女性センターとも連携を取って、「これがない。」「冷蔵庫が足りない。無い？」などと言いながら、お互い支援物資を交換しながら支援を行っている。物資に関しては、そこそこ集まっている状態。お金はないが。

(女性相談支援センター)

お金については、女性団体から資金を受けて基金をつくり、退所される方には、少額だが支援を行って、ちょっとした家電製品などをお渡ししている。

昨年度の事例では、就労に向けてハローワークで職業訓練を受けている方に費用も出した。現在、その方は仕事についており、そういった支援も行っている。

(委員長)

すでにされているので拡充までする必要がないということで、このままでいきましょう。

ほかにご意見はないか。

(委員)

資料3の基本の柱1の重点目標(1)の「関係機関・団体」と、基本の柱の3の重点目標(1)の文言について確認したい。

1には「関係機関・団体」と明記されているが、3では「関係機関の連携」で「団体」が外れている。「団体」は何を想定して、1には入れて、3は外しているのか、確認したい。

(県民生活・男女共同参画課)

現行プランも同様だが、1の「DVを許さない社会づくり」に関わる組織の方をより幅広く捉えている主旨だと考えている。DVを許さない社会づくりということで、いろいろな取り組みを関係機関及び団体を含めてやっていこうということで、団体をここには入れたのだと思う。

とはいえ、5ページの柱3も団体を除外するつもりではなかったと思う。一時保護をやっていく上でも、団体との連携は必要かと思う。

(県民生活・男女共同参画課)

一時保護の言葉の定義等により、関係機関だけに限定したという経緯があるかもしれない、検討させていただきたい。

(女性相談支援センター)

確認する必要があるが、一時保護ということで、センターを含めた関係機関で情報をしっかり守っていかなければならないという意味で、対象を絞ったかと思う。

(委員長)

それでは検討していただくということでよろしいか。ほかにご意見はないか。

(委員)

参考資料の6ページに「自立支援施設の入所条件を緩和する」とある。自立支援施設の入所は働いている人が対象で、費用負担が生じるという説明だったが、これは働く意欲があれば自立支援施設に入所できるようにするとともに、働いていないため本来本人負担となる部分については、県が賄うということか。

(女性相談支援センター)

自立支援施設については、居住費がいらず、食費については一日あたり1人800円の支援が出るが、現在はセンターの運用で、仕事を持って働いている方を対象としている。

というのも、住居費が不要で食費の援助があるとはいえ、仕事を持っていないと生活の維持が困難なため、運用の中で、現段階では自立がはっきりと見込める、働いている方にしているのだと思う。

ただ、自立支援施設については、絶対ではないが概ね3ヶ月を目途に、施設で生活している間に新たに生活を始めるための資金、生活費を貯めて出て行ってもらうという主旨で始まっている。

例えば、現在は仕事を辞めているが、DVを受ける前には何らかのかたちで働いていて、本人の働く意志があり、自立がハッキリ見込まれるという方については、そこを認めて、3ヶ月なら3ヶ月様子を見ようといった形で支援していこうと考えている。

(委員)

うちには、ハローワークの職員の方がDVの被害者を相談に連れてこられることが非常に多い。仕事の相談に来たが、話を聞いたところDVだったと相談に連れて来られることが結構多い。

また、「こういう仕事がないか」とお声がけをしたら、ハローワークが情報を届けてくれるなど、連携させてもらっている。

ハローワークの窓口は、DVの被害者の方に遭いやすい、相談を受けやすい立場の方がいらっしゃる。子どもさんを連れてという方も含めた相談だが。

話は変わるが、お願いしたいこと、要望が一つある。

うちに、接近禁止命令が出ている、かなりひどいDVの被害を受けた方で、子どもさんを連れて避難してきた方がいる。その方は保育士の資格を持っていて、すぐに公立の保育園で臨時の保育士として働いていた。ただ、行政の仕事の臨時職員だと、10ヶ月や1年で辞めなければいけなくなる。保育士は今足りないはずなのに、期間が来たらその時点で辞めなきゃいけない。本人はどうしようもなくなって、「生活保護の申請をする。」と相談に来た。私は慌てて止めて、民間に

今臨時で行ってもらっている。

県の建前上のこともあるだろうが、もうちょっと考慮していただきたい。せっかく仕事に就ける資格を持っているのに、例えば早く正規に変えるなど、何らかの方法があると思う。

特にDV被害者は自立が厳しいところもあり、何かいい方法で応援をしていただければと思う。

(県民生活・男女共同参画課)

保育士の資格を持った方が県立施設なりに保育士として臨時で雇用されていたということか。

制度を詳しくは承知していないが、県の一般事務の臨時職員であれば1年間雇用して、一定期間休んで、また再度雇用するというルールがあり、そこはなかなか変えるわけにはいかないと思う。

保育士も臨時職員ということであれば、多分同じようなルールだと思う。そこをDV被害者だからということで便宜を図るのはなかなか難しいのではないかと思う。

(委員)

もちろんDVの被害者で非常に厳しいからお願いしたいというところはあるが、それだけではなく、保育士は今非常に足りないとあちこちで言われているにも関わらず、なぜ臨時採用で、1年で辞めなければいけないのかが疑問だと言っている。

うちに来るDVの被害者は、保育士以外の方も臨時職員で採用されて、結局10ヵ月なり1年なり行って辞めないといけない人が多く、仕方なく生活保護に切り替えている。働く意思はあるのに、子どもがいるために切り替えるという方もいらっしゃる。

県、行政の仕組みはよく分かっているが、働く意欲も能力もあるDV被害者の方に対して、何かよい支援ができないかと思う。

(県民生活・男女共同参画課)

保育士の状況など承知していない点も多いため、人事の方とも話をし、また回答させていただく。

(委員)

参考資料のDVブロック会議の概要は大変勉強になった。7ページの下から2行目に「被害者は介護職や看護職の方が多い」とあり、看護職、介護職を養成している大学の教員としては、考えないといけない問題だと思っている。

第3次支援計画の中で、企業への周知や研修実施の声かけとあったが、高知県の就労者人口をみると、保健・医療・福祉関係者が非常に多い。その中で企業にも働きかけたいが、保健・医療・福祉関係の就労者に対しても、何らかの周知ができないかご検討いただけたらと思う。

保健・医療・福祉関係者は、自身が支援者として二次被害を及ぼさないよう教育を受ける必要があるが、被害者である割合も高いということなので、保健・医療・福祉関係機関に対しても漏れがないように窓口の周知等、企業と同じような対応をご検討いただけたらと思う。

(県民生活・男女共同参画課)

企業以外にも保健や福祉、医療法人、社会福祉法人なども視野に入れて広めていきたいと思う。

(女性相談支援センター)

医療関係では、学園短大の看護学校にお伺いして、DVについての研修を行っている。

また、毎年11月にDVの広報啓発活動をやっており、その際、県医師会に、各医療機関で啓発用のパンフレット等を置いてもらえるようお願いしていただくという活動を行っている。

ただ、今おっしゃられるように、保健医療関係者等は実際にDV被害者に対応する機会が多いことから、そういった職員の方々への研修を含めて、センターとしても対応を考えていきたい。

(委員)

大阪には、DV被害者の方を隔離、安全に保護してくれる医療機関がある。

以前、私たちが預かった妊婦さんが大阪に行った際に、その病院に緊急で入院させてもらった経緯があり、「高知にもこういう場所があれば。」と感じた。

高知では日赤病院がすごく協力的で、子供の面会交渉の際、被害者から「夫が子どもにも暴力を振るったから会わせたくない。」「子どもも父親に会うことをすごく怖がっているので、会わせたくない。」という相談があった時に、日赤の小児科の先生にご相談して、子どもがPTSD(心的外傷後ストレス障害)との診断をもらって、面談交渉を少し延期するという方法を取ることがある。やはり、そういうきっちりと連携できる病院は必要ではないかと思う。

また、先ほど話をしたとおり、デートDVにより妊娠したケースが非常に増えており、妊娠して蹴られて、緊急で入院しなくてはいけないというDV被害者の方も多。そういう意味で今後、協力してくれる病院を確保すべきではないかと思う。

次に、加害者の中にはアルコール依存症の方がおり、酒を飲んだ相手に暴力を振るわれて逃げてくる人が非常に多い。夫婦ともにアルコール依存症という方も結構いて、(アルコール依存症の治療を行っている)下司病院の先生から、「夫もうちへ来ている。殴られている妻も相談に来ている。どうしたらいいか。」という電話がかかってくる。やはり、アルコール依存症についての関係機関等の連携が必要ではないかと思う。

女性相談支援センターもアルコールで殴られて来る方も結構多いと思う。うちも短期だが、「数日保護してくれ」と警察が連れてくる例がある。そういう方は2、3日ですぐ帰られるが、やはり病院との連携が必要ではないかと思う。

(委員長)

大体時間となったので、議題は終了とさせていただきたい。それでは進行を事務局にお返しする。